算式

g × 0.986 × 0.25 − h × 0.986 × 0.25

g × 0.986 × 0.25 及び h × 0.986 × 0.25 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

g　令和５年度の市町村税課税状況調第59表の副題「第12表関係　(4)算出税額に関する調」の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「分離長期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「分離短期譲渡所得分」のうち「小計」欄、「一般株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る譲渡所得等分」欄、「上場株式等に係る配当所得等分」欄及び「先物取引に係る雑所得等分」欄の当該都道府県内の各指定都市の額の合算額

h　令和６年改正前の省令附則第12条の３第２項算式の符号B'の額

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

(A × α + B) × 0.75

算式の符号

［略］

α　1.05

［二・三　略］

5　利子割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛(A × 0.05 − B) × 1.176｝× 0.75 − (C × 1.285) × 0.75

［略］

［二・三　略］

6　配当割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

｛(A × 0.05 − B) × α｝× 0.75 − (C × β) × 0.75

算式の符号

［略］

α　0.942

β　0.943

7　株式等譲渡所得割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

(A × α + B) × 0.75

算式の符号

［同左］

α　1.01

［二・三　同上］

5　利子割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

｛(A × 0.05 − B) × 1.471｝× 0.75 − (C × 1.592) × 0.75

［同左］

［二・三　同上］

6　配当割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式

｛(A × 0.05 − B) × α｝× 0.75 − (C × β) × 0.75

算式の符号

［同左］

α　1.257

β　1.249

7　株式等譲渡所得割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。

算式